

平成二十一年農林水産省令第四十一号

米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律施行規則

米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第二条第一項及び第五項、第四条第一項、第二項第三号及び第八号、第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項並びに第十七条の規定に基づき、並びに同法及び米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第七十三号）を実施するため、米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（新旧用途米穀加工品の範囲）

第一条 米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 米穀粉又はビュレー状若しくはゼリー状の加工品であつて、米穀以外の穀物の加工品に代替して用いられるもの
- 二 米穀がその原材料として用いられた飼料

（特定畜産物等の範囲）

第二条 法第二項第五項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 新旧用途米穀加工品である飼料を十日以上継続して利用することにより生産された畜産物
- 二 前号に掲げる畜産物を原材料として製造され、又は加工された食品であつて、当該食品に占めるその原材料として利用された畜産物の重量の割合が五〇パーセント以上のものうち、当該畜産物に占める前号に掲げる畜産物の重量の割合が五〇パーセント以上のもの

（生産製造連携事業計画の認定の申請）

第三条 法第四条第一項の規定により生産製造連携事業計画の認定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面
 - 二 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し
 - 三 当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
 - 四 生産製造連携事業の用に供する施設の規模及び構造を明らかにした図面
 - 五 新旧用途米穀に係る売買契約書の写し

（農業改良措置を支援するための措置）

第四条 法第四条第二項第三号の農業改良措置を支援するための措置は、農業経営に必要な施設であつて、新旧用途米穀の生産の高度化に資するものの設置とする。

（生産製造連携事業計画の記載事項）

第五条 法第四条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 生産者が行う新旧用途米穀の出荷又は販売の事業の開始予定時期及び申請時点における新旧用途米穀の年間出荷予定数量又は年間販売予定数量
- 二 生産製造連携事業に新旧用途米穀加工品である飼料の製造に関する措置が含まれる場合にあっては、製造する飼料の種類及び当該飼料の製造の開始年月日並びに当該飼料の製造に用いられる新旧用途米穀以外の原材料の種類

（生産製造連携事業計画の変更の認定の申請）

第六条 法第五条第一項の規定により生産製造連携事業計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、別記様式第二号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。
 - 一 当該生産製造連携事業計画に従つて行われる生産製造連携事業の実施状況を記載した書類
 - 二 第三条第二項各号に掲げる書類

（生産製造連携事業計画の軽微な変更）

第七条 法第五条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 認定事業者の商号、名称又は氏名、住所及び法人にあつては、その代表者の氏名の変更
- 二 生産製造連携事業の実施期間の六月以内の変更
- 三 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、生産製造連携事業の実施に支障を及ぼすおそれがないと農林水産大臣が認める変更

（新品種育成計画の認定の申請）

第八条 法第六条第一項の規定により新品種育成計画の認定を受けようとする者は、別記様式第三号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面
 - 二 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し
 - 三 当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

（新品種育成計画の変更の認定の申請）

第九条 法第七条第一項の規定により新品種育成計画の変更の認定を受けようとする認定育成事業者は、別記様式第四号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。
 - 一 当該新品種育成計画に従つて行われる新品種育成事業の実施状況を記載した書類
 - 二 前条第二項各号に掲げる書類

（新品種育成計画の軽微な変更）

第十条 法第七条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 新品種育成事業の実施期間の六月以内の変更
- 二 新品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、新品種育成事業の実施に支障を及ぼすおそれがないと農林水産大臣が認める変更

（出願料軽減申請書の様式）

第十一条 米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第五条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第五号により作成しなければならない。

（登録料軽減申請書の様式）

第十二条 令第六条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第六号により作成しなければならない。

（出願料軽減申請書等の添付書面の省略）

第十三条 令第五条第一項又は第六条第一項の申請書（以下「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請書等に添付した令第五条第一項に規定する申請に係る出願品種が認定新品種育成計画に従つて行われる新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面又は令第六条第一項に規定する申請に係る登録品種が認定新品種育成計画に従つて行われる新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。

（確認書の交付）

第十四条 農林水産大臣は、出願料軽減申請書等及びこれに添付すべき書面の提出があった場合において、申請人が法第十二条第一項又は第二項に規定する認定育成事業者であることを確認したときは、その申請人に確認書を交付するものとする。

（権限の委任）

第十五条 法第四条第一項、同条第三項（第五条第四項において準用する場合を含む。）、第五条第一項から第三項まで及び第十六条に規定する農林水産大臣の権限で、その主たる事務所が一の地方農政局の管轄区域内のみにある生産者及び製造事業者（促進事業者が法第二条第七項第二号ハに掲げる措置を行う場合にあつては、生産者、製造事業者及び促進事業者）に関するものは当該地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則 抄**（施行期日）**

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十一年七月一日）から施行する。

附 則（平成二十二年四月二三日農林水産省令第三二六号）

この省令は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

附 則（平成二十四年七月六日農林水産省令第四〇号）抄**（施行期日）**

1 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附 則（平成二十七年四月一六日農林水産省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）**（施行期日）**

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年二月二一日農林水産省令第八三号）**（施行期日）**

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第3条関係）

別記様式第1号（第3条関係）

生産製造連携事業計画に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者（生産者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名
（個人の場合は氏名）

申請者（製造事業者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名
（個人の場合は氏名）

申請者（促進事業者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名
（個人の場合は氏名）

米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 「申請者」には、生産製造連携事業を行う全ての生産者、製造事業者及び促進事業者を記載し、農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等が、その構成員のために計画を作成する場合には、当該農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等のみを「申請者」として記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙1)

1 事業名

2 生産製造連携事業に参加する者の概要

(1) 生産者の概要

①商号、名称又は氏名、②住所、③法人の場合はその代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

(2) 製造事業者の概要

①商号、名称又は氏名、②住所、③法人の場合はその代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

(3) 促進事業者の概要

①商号、名称又は氏名、②住所、③法人の場合はその代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

(4) 生産製造連携事業に関連する者がある場合は、その概要

①商号、名称又は氏名、②住所、③法人の場合はその代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）⑥業務の概要⑦生産製造連携事業におけるその役割

(※) 関連する者とは、生産製造連携事業を円滑に進めるために参加する者であって、例えば、新用途米穀の集出荷を行う者、新用途米穀加工品を原材料とする加工品の開発に協力する者等をいう。

3 生産製造連携事業の目標

(1) 新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造等に関する目標
令和〇年度までに以下の目標の達成を図る。

(単位：ha、t、千円)

	目標	
	生産面積	生産数量
新用途米穀の生産		
新用途米穀加工品の製造	製造数量	
	売上金額	
新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造・販売 (特定畜産物等の場合は、特定畜産物等の生産・販売)	製造(生産)・販売数量	
	売上金額	

(2) 新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造等の改善に関する目標
ア 製造事業者の需要に適確に対応した新用途米穀の生産に関する目標

イ 新用途米穀加工品の製造の高度化に関する目標

ウ 新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造の高度化又は需要の開拓に関する目標（特定畜産物等の場合は、特定畜産物等の生産の高度化又は需要の開拓に関する目標）

4 生産製造連携事業の内容

(1) 新用途米穀の安定的な取引関係の概要

安定的な取引関係の確立を図るための措置	措置の有無
複数年契約の締結	
作柄状況等により契約数量に変更が生じる場合の措置を付した契約の締結	
新製品又は新技術の共同開発	
相互出資等による取引関係の強化	
その他（ ）	

(2) 製造事業者の需要に適確に対応した新用途米穀の生産を図るための措置

ア 具体的な措置内容

イ 年産別の新用途米穀の生産計画

(単位：ha、t)

地域	1年目(年度)		2年目(年度)		3年目(年度)		4年目(年度)		5年目(年度)	
	面積	生産数量								
合 計										

※ なお、(別紙2)として、新用途米穀の生産を行う生産者と水田の地番等の一覧を添付すること。

ウ 新用途米穀の集出荷計画

① 集出荷場所

名称	所在地

② 集出荷数量

(単位：t)

	1年目(年度)	2年目(年度)	3年目(年度)	4年目(年度)	5年目(年度)
集出荷数量					

(3) 新用途米穀加工品の製造の高度化を図るための措置
ア 具体的な措置内容

イ 年度別の新用途米穀加工品の製造計画

(単位：t、千円)

	1年目(年度)	2年目(年度)	3年目(年度)	4年目(年度)	5年目(年度)
製造数量					
売上金額					

(4) 新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しくは生産の高度化又は需要の開拓を図るための措置
ア 具体的な措置内容

イ 年度別の新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造又は生産計画

(単位：t、千円)

	1年目(年度)	2年目(年度)	3年目(年度)	4年目(年度)	5年目(年度)
製造数量(生産数量)					
売上金額					

ウ 年度別の新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の販売計画

(単位：t、千円)

	1年目(年度)	2年目(年度)	3年目(年度)	4年目(年度)	5年目(年度)
販売数量					
売上金額					

(5) 農業改良措置の特例措置
(別紙3)

5 生産製造連携事業の実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

6 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模
(別紙4)

7 新用途米穀の適正な流通の確保に関する事項

8 米穀の出荷又は販売の事業の概要(生産製造連携事業に生産者が行う米穀の出荷又は販売の事業が含まれる場合)
(別紙5)9 飼料製造を行う事業場等の概要(生産製造連携事業に飼料の製造に関する措置が含まれる場合)
(別紙6)10 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
(別紙7)

11 その他生産製造連携事業の実施に関する重要事項

(備考)

その他、以下の書類を添付すること。

- 1 計画の申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面
- 2 計画の申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し
- 3 計画の申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)
- 4 生産製造連携事業の用に供する施設の規模及び構造を明らかにした図面
- 5 新用途米穀に係る売買契約書の写し
- 6 生産製造連携事業に促進事業者が含まれず、4の(4)の記載をしない場合は、製造事業者が新用途米穀加工品を販売する主たる販売先の概要、当該販売先の事業者が製造若しくは生産又は販売する新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の概要に関する資料

(別紙4)

生産製造連携事業の用に供する施設の種別及び規模

所有者	施設の名称	規模・能力等	施設の所在地	全体事業費（単位：千円）	
				年度	年度

(注1) 新たに整備する施設については、①事業費等の欄を記入するとともに、②施設の規模及び構造を明らかにした図面（新たに整備する設備の明細を記載した製造工程図を含む）を添付すること。

(注2) 規模・能力等の単位については、該当する施設に応じた適切な単位を使用すること。（t/年など）

(別紙5)

生産者が行う米穀の出荷又は販売の事業の概要

1 事業開始予定時期

2 申請時点での年間の出荷又は販売予定数量

(注1) 認定生産製造連携事業計画の変更の認定を申請する場合には、当該変更の認定を受けて事業を開始する予定時期及び当該変更の申請時点の年間の出荷又は販売予定数量を記入すること。

(注2) 2の出荷又は販売予定数量については、「精米＝玄米×0.91」で換算すること。

(別紙6)

飼料製造を行う事業場等の概要

- 1 飼料を製造する事業場の名称及び所在地
- 2 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
- 3 製造する飼料の種類
- 4 飼料の製造の開始年月日
- 5 飼料の製造に用いられる新用途米穀以外の原材料の種類
- 6 飼料を製造する施設の概要

(注) 飼料とは、新用途米穀加工品である飼料をいう。

(別紙7)

生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

年度	実施者	使途項目	調 達 先						合計	備考
			補助金・ 委託費等	政府系金 融機関	民間金融 機関	株式、社 債等	自己資金	その他		
合 計										

(注1) 認定を受けようとする生産者、製造事業者、促進事業者ごとに作成すること。

(注2) 補助金・委託費等及び金融機関借入については、計画申請時点における予定を記載すること。

(注3) 農業改良資金を利用する場合には、「その他」の欄に記載すること。

別記様式第2号(第6条関係)

認定生産製造連携事業計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者(生産者)
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名
(個人の場合は氏名)

申請者(製造事業者)
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名
(個人の場合は氏名)

申請者(促進事業者)
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名
(個人の場合は氏名)

年 月 日付けで認定を受けた生産製造連携事業計画「(事業名)」について、下記のとおり変更したいので、米穀の新用途への利用の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 添付を省略する書類(既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの)

(備考)

- 1 「申請者」には、生産製造連携事業を行う全ての生産者、製造事業者及び促進事業者を記載し、農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等が、その構成員のために計画を作成する場合にあつては、当該農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等のみを「申請者」として記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号(第8条関係)

新品種育成計画に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者
住 所
名 称 及 び
代表者の氏名
(個人の場合は氏名)

米穀の新用途への利用の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、新品種育成事業を行うすべての者を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別紙1)

1 事業名

2 新品種育成事業に参加する者の概要

(1) 新品種育成事業を行う者の概要

①氏名又は名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

(2) 新品種育成事業に協力する大学、研究機関等がある場合は、その概要

①氏名又は名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）⑤業務の概要、⑥新品種育成事業におけるその役割

3 生産者又は製造事業者の抱える課題及び要請

4 新品種育成事業の目標

5 新品種育成事業の内容

(1) 新品種育成事業の概要及び実施体制

①新品種育成事業の概要	
②新品種育成事業の実施体制	

(2) 新品種育成の年次計画（研究項目（サブテーマ）ごとに具体的に記載すること。）

番号	実施者	研究開発の具体的内容	実施期間

(3) 新品種育成事業の拠点となる施設（主たる新品種育成事業の実施場所）の概要

所有者	施設等の名称	施設等の所在地	申請者の住所と異なる理由

(4) 新品種育成を行う研究員等一覧

申請者の氏名又は名称			
研究員等氏名	役職	分担（（2）の番号）	研究に関する経歴
協力者の氏名又は名称			
研究員等氏名	役職	分担（（2）の番号）	研究に関する経歴

(5) 専門用語等の解説

6 新品種育成事業の実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

7 新品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
(別紙2)

8 その他重要事項

(備考)

その他、新品種育成事業を説明するに当たり、必要と思われる書類を添付すること。

(別紙2)

新品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

年度	実施者	使途項目	調 達 先						合計	備考
			補助金・ 委託費等	政府系金 融機関	民間金融 機関	株式、社 債等	自己資金	その他		
合 計										

(注1) 補助金・委託費等及び金融機関借入については、計画申請時点における予定を記載すること。

別記様式第4号(第9条関係)

認定新品種育成計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者
住 所
名 称 及 び
代表者の氏名
(個人の場合は氏名)

年 月 日付で認定を受けた新品種育成計画「(事業名)」について、下記のとおり変更したいので、米穀の新用途への利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 添付を省略する書類(既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの)

(備考)

- 1 「申請者」には、新品種育成事業を行うすべての者を記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号(第11条関係)

出願料軽減申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請人(品種登録出願者)
住所又は居所
氏名又は名称
法人の場合には代表者氏名:

米穀の新用途への利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項の規定による出願料の軽減を受けたいので、次のとおり申請します。

- 申請に係る出願品種
農林水産植物の種類:
出願品種の名称:
- 法第12条第1項第1号に掲げる者又は同項第2号に掲げる者の別
申請人は、
法第12条第1項第1号に掲げる者
法第12条第1項第2号に掲げる者
- 認定新品種育成計画の事業名及び認定年月日
事業名:
認定年月日:
- 添付書面の目録
認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面
職務育成品種であることを証する書面(該当する場合)
使用者等が品種登録出願をすることが定められた契約、勤務規則その他の定めを写し(該当する場合)

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 4の添付書面については、他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において提出している場合には、省略することができる。

別記様式第6号(第12条関係)

登録料軽減申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請人(品種登録出願者)
住所又は居所
氏名又は名称
法人の場合には代表者氏名:

米穀の新用途への利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第12条第2項の規定による登録料の軽減を受けたいので、次のとおり申請します。

- 申請に係る登録品種の品種登録の番号:
- 法第12条第2項第1号に掲げる者又は同項第2号に掲げる者の別
申請人は、
法第12条第2項第1号に掲げる者
法第12条第2項第2号に掲げる者
- 認定新品種育成計画の事業名及び認定年月日
事業名:
認定年月日:
- 登録料の納付年分:
- 添付書面の目録
認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面
職務育成品種であることを証する書面(該当する場合)
使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の名称を使用者等に変更することが定められた契約、勤務規則その他の定めを写し(該当する場合)

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5の添付書面については、他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において提出している場合には、省略することができる。